

航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況や無線設備等の不具合状況等を定期報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる新たな認定制度が平成30年8月1日に施行された。

当該認定制度の整備を受けて、今般、電波法第70条の5の2の規定に基づき、全日本空輸株式会社、株式会社エアージャパン、ANAウイングス株式会社、オリエンタルエアブリッジ株式会社及びPeach・Aviation株式会社の5社から、それぞれの航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、いずれも関係法令に適合しているものと認められることから、今般、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申請者及び申請件数(局数)については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
① 全日本空輸株式会社	航空機局	262局
② 株式会社エアージャパン	航空機局	89局*
③ ANAウイングス株式会社	航空機局	79局*
④ オリエンタルエアブリッジ株式会社	航空機局	24局*
⑤ Peach・Aviation株式会社	航空機局	19局

* 全日本空輸株式会社と同一の航空機を共用しており、無線局は同一機体に対して二重又は三重免許となっている。

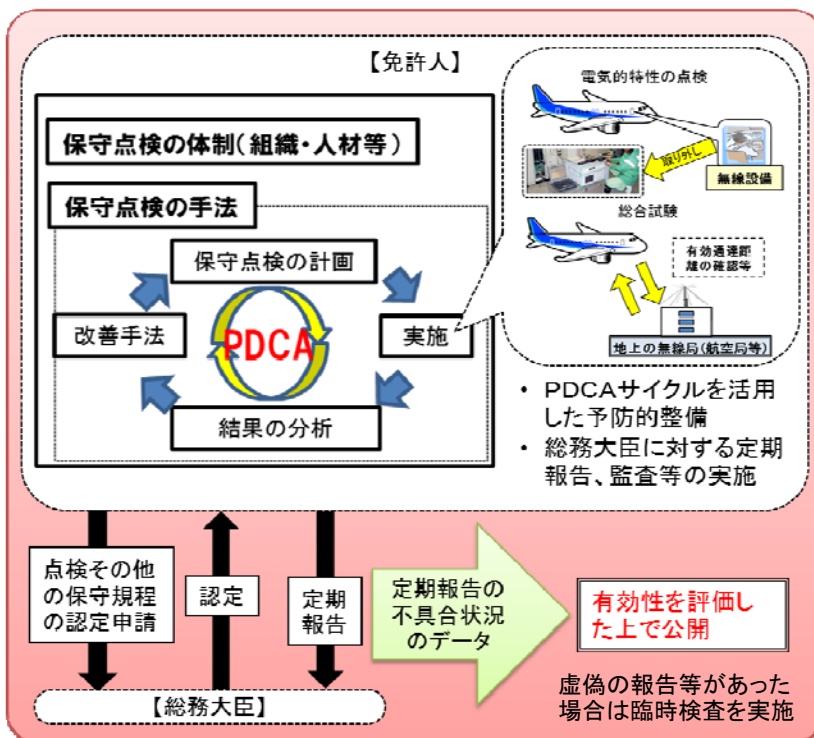
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。(4月1日認定予定)

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する新たな制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局(電気通信業務用を除く。)を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔(最長年数)【電波法施行規則第40条の2より】

	定期検査	認定制度
○基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(2) 電氣的特性の点検	1年	5年
(3) 総合試験		
① ATC(Air Traffic Control)トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機(個体識別コードの確認に限る。)	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局	2年	2年
○定期的な報告の内容		
1 電氣的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況	△	○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況	△	○

認定に係る審査基準

■ 認定に係る審査(電波法第70条の5の2第2項)

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント (電波法関係審査基準)

項目	主な審査ポイント
① 施設・設備の概要	➢ 対象となる無線設備等の点検その他の保守(点検、修理、故障探求等)を行うために必要な設備の一覧又は当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。
② 組織の概要	➢ その組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➢ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法令に定める条件に適合するものであること。
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	➢ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。
④ 実施方法	➢ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電気的特性の点検、総合試験等の実施方法(登録検査等事業者等の実施方法と同等以上)が適切に定められていること。
⑤ 点検その他保守の間隔	➢ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。
⑥ 品質管理の概要	➢ 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理実施方法が適切に定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の記録及び次の書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	➢ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	➢ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第四号の四に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➢ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。

認定申請の概要（全体のまとめ）

■ 認定申請の免許人及び無線局数

免許人	航空機局数	備考
全日本空輸株式会社	262	※ 全日本空輸株式会社と同一の航空機を共用しており、無線局は同一機体に対して二重又は三重免許となっている。
株式会社エアージャパン	89	
ANAウイングス株式会社	79	
オリエンタルエアブリッジ株式会社	24	
Peach・Aviation 株式会社	19	
免許人：5社	473	

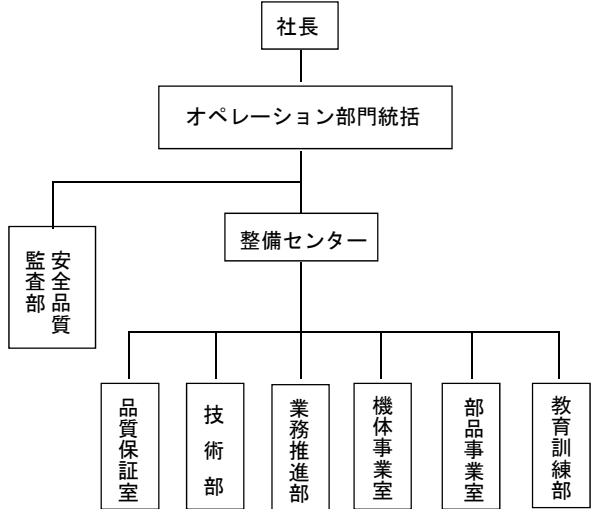
■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		全日本空輸(ANA)	エアージャパン	ANAウイングス	オリエンタルエアブリッジ	Peach・Aviation
業務・データ・品質管理 ／監査組織		自社体制	自社体制	自社体制	自社体制	自社体制
点検 保守 業務	確認業務	自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制
	点検業務	自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制 (一部外部委託)
教育・訓練業務		自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制
施設・設備		自社整備	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	一部自社整備
備 考		・自ら点検保守施設を整備し、点検保守業務を実施。 ・データ取得は外部委託あり。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・一部の無線設備の点検業務を外部委託。 ・データ取得は外部委託あり。

①確認業務:無線設備等の点検結果の判定業務、 ②点検業務:無線設備等の点検業務

※ 赤点線は、ANA及びANAと整備業務の管理の受委託基本契約を結ぶ航空事業者を示す。

全日本空輸（株）の無線設備等保守規程の概要①

<p>第1章 一般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。
<p>第2章 施設の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設(作業場・保管施設)の維持管理基準の設定・維持、計測器一覧及び施設の管理責任者等について定められている。
<p>第3章 組織の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要(点検・確認業務に関わる職務分担等)及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。 ● 法令に定める条件(資格、経験等)に適合した確認を行う者及び点検を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ① 無線設備等の確認を行う者 : 44名 ② 無線設備等の点検を行う者 : 46名 <div data-bbox="1310 491 2033 1141" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【組織体制図(全日本空輸)】</p>  <pre> graph TD S[社長] --> O[オペレーション部門統括] O --- SQ[安全品質監査部] O --> M[整備センター] M --> Q[品質保証室] M --> T[技術部] M --> B[業務推進部] M --> A[機体事業室] M --> C[部品事業室] M --> E[教育訓練部] </pre> </div>
<p>第4章 信頼性管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備メーカーにおけるこれまでの実績及び信頼性管理の設定値を参照し、前年一年間の実績に基づいて、各種別の無線設備の型式毎に管理値の設定方法及び当該管理値を毎年度初めに総務省に届出する手続きについて定められている。
<p>第5章 実施方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づき、必要とされる資格、備付けを要する書類等、無線設備の電気的特性、総合試験の点検・確認のための実施方法をはじめ、これに基づいて無線設備等の点検その他保守に係る報告を行うことが定められている。

第6章 点検間隔	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令の範囲内で認められる点検間隔を無線設備毎に定められている。
第7章 品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の点検その他保守に用いる計測器等の保守及び管理並びに較正の計画に基づいて、計測器、設備の管理を行うことが定められている。 ● 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守の業務の一部を委託する場合について、適正な点検業務が実施されるよう委託先の選定基準、委託業務内容及び監督実施基準が定められている。委託先及び委託内容(電気的特性のデータ取得)が明記されている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。
第8章 資料管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
第9章 分析と処置	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の信頼性を適切に管理するため、設定した管理値を2ヶ月連続で超えた場合の対処措置及び点検その他保守の実施状況について、毎年総務省に報告する手続きについて定められている。

■ (株)エアージャパン、ANAウイングス(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)の無線設備等保守規程の構成について

- (株)エアージャパン、ANAウイングス(株)及びオリエンタルエアブリッジ(株)の無線設備等保守規程については、当該3社が運用する航空機が全日本空輸(株)の運用する航空機と同一であることから、当該航空機に係る無線設備等の点検及びその他保守業務は、一元的に実施するため、全日本空輸(株)に委託されることとなっている。
- このため、当該3社の無線設備等保守規程は、全日本空輸(株)の無線設備等保守規程の構成のうち、組織及び委託先監査部分を除き、委託先となる全日本空輸(株)の無線設備等保守規程が引用されている。

Peach・Aviation（株）の無線設備等保守規程の概要①

<p>第1章 総則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総則として、当該規程の目的、設定、規程の適用範囲、変更等について定められている。
<p>第2章 施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設(作業場・保管施設)の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。 ● 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。
<p>第3章 組織および人員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検及びその他守を実施する部署の組織図、責任者及びその責任範囲、点検員や判定員等の資格や氏名等の人員について定められている。 ● 法令に定める条件(資格、経験等)に適合した確認者及び点検者。 <p>① 無線設備等の確認を行う者： 3名 ② 無線設備等の点検を行う者： 10名</p> <div data-bbox="712 753 2002 1257" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【組織体制図】</p> <pre> graph LR CEO[CEO] --- Chief[整備本部長] Chief --- QA[品質保証部] Chief --- Tech[技術部] Chief --- AMM[機体整備管理部] Chief --- CMM[部品整備管理部] Chief --- Maint[整備部] QA --- QA_roles[品質企画課 品質管理課 教育訓練課] Tech --- Tech_roles[技術課 技術企画課] AMM --- AMM_roles[整備計画課 メンテナンスサポート課] CMM --- CMM_roles[部品計画課 修理管理課] </pre> </div>
<p>第4章 点検作業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。 ● 法令で認められる範囲内で点検間隔について定められている。

第5章 管理体制	<ul style="list-style-type: none">● 測定器等の精度管理及び許容値が規定値を外れた場合の処置等、測定器等の較正及び維持管理方法について定められている。● 点検・確認者の能力維持のための教育訓練に係る訓練方法及び認定・評価方法について定められている。● 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実際されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間（基本的に無期限）等について定められている。● 無線設備メーカーが発行する整備マニュアルについて最新版を参照し、6ヶ月に1回程度の頻度で確認し、点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。● 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。● 無線設備の信頼性の確保及び是正措置の実施方法について定められている。
第6章 年度報告	<ul style="list-style-type: none">● 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。

審査結果（全日本空輸（株））

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。 ➤ 測定器等の設備は、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守を行うための組織及び員数の体制が有している。 ➤ 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検は法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が、適切な管理方法で定められている。 ➤ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➤ 一部の無線設備の点検等について、外部機関へ委託することとなるが、委託先の選定基準や委託内容に適正な点検業務の実施の確保が定められている。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

審査結果

(ANAウイングス(株)、(株)エアージャパン、オリエンタルエアブリッジ(株))

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守を行うための施設及び設備は、委託先の全日本空輸(株)において保有しており、測定器等の設備については、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守業務に係る監督を行うための組織体制を有している。 ➤ なお、確認者及び点検者は、委託先の全日本空輸(株)に所属している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 測定器等は、委託先である全日本空輸(株)において保有・維持管理されるものとなる。 ➤ 教育・訓練の実施については、委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間は、委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 ➤ 無線設備の点検業務等について、全日本空輸(株)に委託することとなるが、委託先の選定基準や委託内容に適正な点検業務の実施の確保が定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適

審査結果 (Peach Aviation (株))

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> 一部の無線設備の点検を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。それ以外の無線設備の点検に係るデータ取得及び保守については、外部に委託することとしている。 測定器等の設備は、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備等の点検に係る組織及び員数の体制が有している。 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が適切な管理方法で定められている。 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 一部の無線設備の点検等について、外部機関へ委託することとしているが、委託先において適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

【参考】 電波法関係規定（無線設備等保守規程の認定等）

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行っていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。